

- ◇ 2026 年 10 月 7 日お知らせの変更点は[こちら](#)
- ◇ 2026 年 6 月 15 日お知らせの変更点は[こちら](#)
- ◇ 2026 年 3 月 18 日お知らせの変更点は[こちら](#)
- ◇ 2026 年 1 月 23 日お知らせの変更点は[こちら](#)
- ◇ 2025 年 9 月 1 日お知らせの変更点は[こちら](#)
- ◇ 2025 年 2 月 21 日お知らせの変更点は[こちら](#)
- ◇ 2024 年 11 月 18 日お知らせの変更点は[こちら](#)
(2024 年 11 月 26 日一部見直し)
- ◇ 2024 年 10 月 10 日お知らせの変更点は[こちら](#)

2026 年 10 月 7 日

2026 年 11 月 1 日以降のご契約内容の見直し (約款の変更について)

当社は、2026 年 11 月 1 日より基本約款および個別約款について、以下のとおり変更いたします。

1. 主な変更の内容

2026 年 11 月から託送料金に変更されることを踏まえ、2026 年 11 月より電気料金の見直しを実施いたします。

2. 変更点について

【基本約款の主な変更点】

項目	変更内容
附 則	
実 施 期 日	2026 年 11 月 1 日から実施する旨を規定しました。
災害救助法が適用された 場合等の特別措置	託送供給等約款に準じて、お客さまから特別措置の適用の申出を受けた場合について、規定の明確化を行いました。

【個別約款（スマートでんき）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
料 金	見直し後の料金を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2026 年 11 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にもなう切替措置として、原則として、料金は 2026 年 11 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。

【個別約款（シンプル e でんき）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
料 金	見直し後の料金を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2026 年 11 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にもなう切替措置として、原則として、料金は 2026 年 11 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。

【個別約款（水のチカラ～あきた e でんき～）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
料 金	見直し後の料金を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2026 年 11 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にもなう切替措置として、原則として、料金は 2026 年 11 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。

【個別約款（水のチカラ～あきた e でんき plus～）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
料 金	見直し後の料金を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2026 年 11 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にもなう切替措置として、原則として、料金は 2026 年 11 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。

【個別約款（水のチカラ～いわて e でんき～）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
料 金	見直し後の料金を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2026 年 11 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にもなう切替措置として、原則として、料金は 2026 年 11 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。

【個別約款（水のチカラ～やまがた e でんき～）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
料 金	見直し後の料金を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2026 年 11 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にもなう切替措置として、原則として、料金は 2026 年 11 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。

【個別約款（シンプルでんきB（北海道））の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
料 金	見直し後の料金を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2026 年 11 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にもなう切替措置として、原則として、料金は 2026 年 11 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。

【個別約款（シンプルでんきC（北海道））の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
料 金	見直し後の料金を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2026 年 11 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にもなう切替措置として、原則として、料金は 2026 年 11 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。

【個別約款（シンプルでんきD（北海道））の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
料 金	見直し後の料金を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2026 年 11 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にもなう切替措置として、原則として、料金は 2026 年 11 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。

以 上

2026 年 6 月 15 日

2026 年 7 月 27 日以降のご契約内容の見直し
(約款の変更について)

当社は、2026 年 7 月 27 日より個別約款（Aターン応援割）について、以下のとおり変更いたします。

1. 主な変更の内容

2026 年 7 月 27 日に「Aターン応援割」を「Aターン・子育て応援割」にリニューアルし、適用条件と対象プランを追加いたします。

2. 変更点について

【個別約款（Aターン・子育て応援割）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
適用条件	適用対象として「個別約款の水のチカラ～あきた e でんき plus～の適用を受けるお客さま」を追加しました。 適用条件として「需要場所において、18 歳未満の家族と同居しているお客さまであること」を追加しました。
料金の適用期間	対象プランとして水のチカラ～あきた e でんき plus～を追加しました。
料 金	料金の算定対象プランとして水のチカラ～あきた e でんき plus～を追加しました。
附 則	
実施期日	2026 年 7 月 27 日から実施する旨を規定しました。

以 上

2026 年 3 月 18 日

2026 年 4 月 1 日以降のご契約内容の見直し
(約款の変更について)

当社は、2026 年 4 月 1 日より個別約款（シンプル e でんき）について、以下のとおり変更いたします。

1. 主な変更の内容

「あおぞらチャージサービス」を提供する東北電力ソーラー e チャージ株式会社の吸収合併および存続会社の商号変更（2026 年 4 月 1 日付）を反映いたします。

2. 変更点について

【個別約款（シンプル e でんき）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
適 用 条 件	「あおぞらチャージサービス」の提供会社について、東北電力ソーラー e チャージ株式会社の吸収合併および存続会社の商号変更（2026 年 4 月 1 日付）を反映しました。
個別約款の変更	
適 用 期 間	
料金その他の取扱い	
解約の取扱い	
附 則	
実 施 期 日	2026 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。

以 上

2026 年 3 月 1 日以降のご契約内容の見直し
(約款の変更について)

当社は、2026 年 3 月 1 日より個別約款(水のチカラ～あきた e でんき～および A ターン応援割)について、以下のとおり変更いたします。

1. 主な変更の内容

2026 年 1 月 23 日に公表いたしました「水のチカラ～あきた e でんき～」の受付等の延長にともない、水のチカラ～あきた e でんき～および A ターン応援割の適用期間を変更いたします。

2. 変更点について

【個別約款（水のチカラ～あきた e でんき～）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
適 用 期 間	適用期間について、「2026 年 3 月の料金に係る検針期間の終期まで」から、「2029 年 3 月の料金に係る検針期間の終期まで」に変更しました。
附 則	
実 施 期 日	2026 年 3 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	今回の見直しは料金の変更をともなわないため、当該規定を削除しました。

【個別約款（A ターン応援割）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
料金の適用期間	料金の適用期間について、「2026 年 3 月の検針日以降の期間が含まれる場合には、2026 年 3 月の検針日の前日まで」から、「2029 年 3 月の検針日以降の期間が含まれる場合には、2029 年 3 月の検針日の前日まで」に変更しました。
料 金	各月の料金について、規定の明確化を行いました。
附 則	
実 施 期 日	2026 年 3 月 1 日から実施する旨を規定しました。

以 上

**2025 年 11 月 1 日以降のご契約内容の見直し
(約款の変更について)**

当社は、2025 年 11 月 1 日より基本約款および個別約款（シンプル e でんき）について、以下のとおり変更いたします。

1. 主な変更の内容

2026 年 1 月の会員 Web サイトのリニューアル等にもない、支払義務発生日、支払期日および料金その他の支払方法等を変更いたします。

2. 変更点について

【基本約款の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
基本約款および個別約款の変更	基本約款および個別約款の変更について、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の変動による場合を削除しました。
定 義	動力の定義を追加しました。
需給契約の単位	電灯契約と動力契約をあわせて契約する場合等について規定しました。
契約電流、契約電力および契約容量	契約電力を契約主開閉器により定める場合および電灯契約と動力契約をあわせて契約する場合について規定しました。
料金の支払義務	お客さまの料金の支払義務が発生する日について、当社が当該一般送配電事業者等から検針の結果等を受領した月の翌月の 10 日から、翌月の 15 日に変更しました。
料金の支払期日	料金の支払期日について、支払義務発生日の翌月の 10 日から、翌月の 15 日に変更しました。
料金その他の支払方法	お客さまへショートメッセージまたは電子メールを送信する方法による支払方法を新たに規定しました。 また、本支払方法により料金を支払われる場合、原則として、請求に係る手数料等これにもない要する費用に相当する金額を申し受ける旨を規定しました。 なお、弁護士法にもとづく弁護士法人が指定した金融機関等を通じて、指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがある旨を規定しました。

項目	変更内容
延 滞 利 息	延滞利息の算定対象料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金にかかわる消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能発電促進賦課金を差し引く旨を規定しました。
供給の停止	動力契約の場合で、変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用されたとき、当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止することがある旨を規定しました。
違 約 金	「供給の停止」の変更にともない、違約金の対象を新たに規定しました。
需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算	動力契約の場合について規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2025 年 11 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この基本約款の実施にもなう切替措置	約款変更にもなう切替措置として、料金は 2025 年 11 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。
災害救助法が適用された場合等の特別措置	支払期日の変更にともない、支払期日延長の対象となる料金を変更しました。
別 表	
契約電力および契約容量の算定方法	契約電力の算定方法について規定しました。

【個別約款（シンプル e でんき）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
料金その他の支払方法	シンプル e でんきの支払方法は基本約款によらず、原則として、クレジットカード払いとする旨を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2025 年 11 月 1 日から実施する旨を規定しました。

以 上

2025 年 2 月 21 日

2025 年 4 月 1 日以降のご契約内容の見直し
(約款の変更について)

当社は、2025 年 4 月 1 日より基本約款および個別約款（シンプル e でんき）について、以下のとおり変更いたします。

1. 主な変更の内容

これまで当社は、災害救助法が適用される都度、災害時の特別措置を講じてまいりましたが、災害時の特別措置の内容について、あらかじめ基本約款および個別約款に反映いたします。

2. 変更点について

【基本約款の主な変更点】

項目	変更内容
附 則	
実 施 期 日	2025 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。
災害救助法が適用された 場合等の特別措置	災害時の特別措置の内容を規定しました。

【個別約款（シンプル e でんき）の主な変更点】

項目	変更内容
附 則	
実 施 期 日	2025 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施に ともなう切替措置	今回の見直しは料金の変更をとみなわないため、当該規定を削除しました。
災害救助法が適用された 場合等の特別措置	基本料金の設定がないことから、不使用日の電気料金の免除を適用する際の割引対象となる料金を個別に規定しました。

以 上

2024 年 11 月 18 日
(2024 年 11 月 26 日一部見直し)

2025 年 1 月 1 日以降のご契約内容の見直し
(基本約款および個別約款以外の供給条件の制定について)

当社は、2025 年 2 月から 3 月の電気料金を対象として割引を実施することから、基本約款および個別約款以外の供給条件について、以下のとおり制定いたします。

1. 主な変更の内容

2025 年 2 月から 3 月の電気料金を対象とした割引の実施にともない、料金の算定方法を見直しいたします。

2. 変更点について

項目	変更内容
本 則	
適 用 条 件	当社が定める基本約款および個別約款にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用する旨を規定しました。
適 用 期 間	適用期間は、2025 年 1 月の検針日から 2025 年 3 月の検針日の前日までとする旨を規定しました。
料 金	(1) スマートでんきおよびシンプル e でんき 適用期間における燃料費調整単価から割引単価を差し引く旨を規定しました。 (2) シンプルでんき with Netflix 適用期間における割引後の料金単価を規定しました。 (3) 水のチカラ～あきた e でんき～、水のチカラ～いわて e でんき～および水のチカラ～やまがた e でんき～ 適用期間における割引後の電力量料金単価を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2025 年 1 月 1 日から実施する旨を規定しました。

以 上

2024 年 10 月 10 日

2024 年 12 月 1 日以降のご契約内容の見直し
(約款の変更について)

当社は、2024 年 12 月 1 日より個別約款（シンプルでんき with Netflix）について、以下のとおり変更いたします。

1. 主な変更の内容

2024 年 10 月からの Netflix サービスのメンバーシップ料金の変更にともない、定額料金およびオプション料金の料金単価を見直しいたします。

2. 変更点について

【個別約款（シンプルでんき with Netflix）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
料 金	見直し後の料金単価を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2024 年 12 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にもなう切替措置として、料金は 2024 年 12 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。

以 上